

告示

埼玉県告示第九百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド新座店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四―四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヤマダ電機テックランド新座三芳店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四―四外

（変更後）ヤマダ電機テックランド新座店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四―四外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

（変更後）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

（変更後）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 変更年月日

令和二年七月十五日外

ニ 届出年月日

令和二年七月十六日

二 縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課